公調委平成23年(ゲ)第8号 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音 による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

静岡県富士市〇〇〇

申 請 人 A

同所

申 請 人 B

静岡県富士市△△△

被 申 請 人 株式会社 a

同代表者代表取締役
C

静岡県富士市×××

被 申 請 人 医療法人 b

同代表者理事長D

被申請人ら代理人 E

主

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らが被った自律神経失調症・動悸・めまい・不眠症状等は、被申請人らが開設した病院等の空調室外機、排気ダクト、ボンベ等から発生する低周波音・騒音による、との裁定を求める。

2 被申請人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人らが経営する医療施設の設備から発生する騒音・低周波音によって自律神経失調症等の健康被害を受けたと主張して、その 因果関係に関する原因裁定を求める事案である。

1 前提事実(当事者間に争いのない事実,文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨 により容易に認められる事実)

(1) 当事者

- ア 申請人らは内縁の夫婦であり、平成10年11月から、静岡県富士市○ ○○上の家屋(以下「申請人宅」という。)に居住している。
- イ 被申請人株式会社 a は、病院等の経営等を目的とする株式会社であり、 平成20年12月、同市×××に鉄筋コンクリート造り4階建ての建物 (以下「被申請人施設」という。床面積は、1階1086㎡、2階117 4㎡、3階・4階1476㎡)を建築し、これを所有している。

被申請人医療法人 b は、平成 2 1 年 1 月、被申請人施設において c を開設し、これを経営する医療法人である。

- (2) 被申請人施設の概要等(事実調査の結果)
 - ア 申請人宅と被申請人施設の位置関係は別紙1「周辺地図」のとおりであり、両建物の間隔は約50mで、その間に遮蔽物は存在しない。
 - イ 被申請人施設では、1階西側の部屋に、各病室で痰吸引器を作動させるためのポンプが2台(以下「痰吸引ポンプ」といい、この部屋を「ポンプ室」という。)、1階東側の壁面に検査室用のエアコン空調室外機が9台(以下「東側室外機」という。)、2階西側のベランダに厨房用の換気設備(以下「厨房換気扇」という。)1台とエアコン空調室外機が2台(以下「厨房室外機」という。)、屋上東側に共用施設用の大型空調室外機が多数(以下「屋上室外機群」という。)、屋上西側に浴室用給湯設備が1台(以下「屋上給湯器」という。)設置されるなど、多くの設備・機器が

設置され稼働している。

(3) 本件に至る経緯の概要

申請人らは, c が開設されて間もなく, 被申請人施設から発生する設備稼働音について苦情を述べるようになった。

これに対し、被申請人らにおいても、厨房換気扇に覆いを設置したり、厨房換気扇と厨房室外機が稼働する時間を午前6時から午後6時までの間に限定するなどの措置を採り、また、設備業者に依頼して、騒音や低周波音を測定するなどしたが、申請人らが主張する騒音源の究明には至らず、申請人らの苦情も一向に収まらなかった(平成23年7月から同年10月までの間に、夜間・早朝の電話による苦情が32回なされたとの報告がある〔乙5〕)。

2 当事者の主張

(1) 申請人らの主張

ア 騒音発生の態様及び騒音の程度

被申請人らは、被申請人施設に設置した空調室外機、排気ダクト、入院 患者の痰吸引器等のバキューム音、その他振動を昼夜の別を問わず24時 間発生させている。これらの騒音は、夜間(午後9時ころから翌午前7時 ころまで)がひどく、雨の降る日の夜間は、風雨の音にまぎれて聞こえな いと思っているのか、特にひどい。

これらの音の大部分は低周波音・騒音であり、音として認識できなくても心身に悪影響を与える可能性のある不快波であるが、さらに、音としての測定値においても、平成21年1月、申請人宅敷地内に80dBを超える騒音を到達させた。その後、静岡県生活環境課からの問合せ等もあったためか、被申請人らは、平成23年7月下旬、排気ダクトの方向を変える等の措置を採ったが、現在においても50dBを超える騒音を申請人宅敷地内に到達させている。なお、騒音の大本は、屋上室外機群から発生する騒音・低周波音である。さらに、被申請人施設において痰吸引が始まると、

「ブッシュブッシュ」という音が響き、ポンプ室からも「ザーザー」という音が聞こえる。

また、本件裁定申請書提出後、申請人らは、騒音・低周波音だけでなく、 振動にも悩まされるようになった。以前にも、被申請人施設からの騒音に より、申請人宅の窓ガラスがピリピリと音を出すほどの振動が到達してい たが、それがさらにひどくなった。

イ 被申請人らの対応

申請人らは、当初は被申請人施設の騒音発生源の調査に協力してくれていたが、その結果、原因が屋上室外機群であると判明した途端、態度を豹変させて「どこから音が出ているのか分からない。」「自分たちは音を出していない。」と主張し始めた。また、申請人らが、音がうるさくて我慢できないときは申請人宅ベランダの電灯をつけて合図をする旨伝えていたところ、被申請人らはこれについても当初は協力してくれ、合図をすると音量を下げてくれていたが、次第に申請人らがベランダの電灯を消すと元の騒音を発生させるようになり、その後は合図をしても音量を下げることをしなくなった。なお、静岡県が、被申請人らに対し、申請人らの合図で音量を下げているかどうか尋ねたところ、被申請人らは、そのようなことはしていないと否定した。また、被申請人らは、富士市や静岡県から申請人らの苦情の連絡を受けると、その日は音量を下げるものの、翌日からは元の音量に戻すなど、誠意ある対応・協力をしているとはいえない。

ウ 申請人らの被害

これらの騒音・低周波音が昼夜の別を問わず申請人宅に到達した結果, 申請人らの体調は著しく悪化するに至り,申請人らには,自律神経失調症, 動悸,めまい,不眠症等の症状が発生している。

また、平成23年12月3日以降は、屋上室外機群から発する音が、それまでの音とは違う音になった。このため、申請人宅に更にひどい振動を

及ぼすようになり、申請人らは寝ることができず、めまいや吐き気がして 体調が一層悪化した。

(2) 被申請人らの主張

ア 申請人らの主張する事実をいずれも否認する。

イ 申請人らは、当初、厨房換気扇のダクトから発生する音を気にしていたので、被申請人らは、平成21年2月、それを隠す工事を行った。また、被申請人は、厨房の委託業者に対し、厨房の換気扇と空調機の使用を午前6時から午後6時までに限定するよう依頼し、それ以来、このルールは遵守されている。さらに、平成23年8月、申請人宅の方に向いていたポンプ室の排気口を別の方向に変える工事を行った。

被申請人らは、申請人らの主張する騒音の発生源が分からない上、痰吸引の音が50m離れた申請人宅に到達するのか理解しがたい部分もある。申請人らは、夜間早朝でもかまわず被申請人施設に電話をかけてきて、激高した口調で話して、いきなり電話を切ることを繰り返しており、被申請人らにとっても苦痛となっている。

第3 当裁定委員会の判断

1 申請人らの健康被害について

申請人らは、本件裁定申請において、申請人らの自律神経失調症・動悸・めまい・不眠症状等と被申請人施設から発生する騒音・低周波音との間に因果関係があることを主張するが、証拠(甲4)によれば、自律神経失調症に罹患し、動悸と不眠を訴えているのは申請人Aのみであり、申請人Bについては、本件全証拠に照らしても、上記のような疾患や症状を認めることができない。

したがって、申請人Bについては、そもそも健康被害の存在を認めることができないから、被申請人施設における騒音・低周波音発生の有無やその程度等を検討するまでもなく、その申請には理由がない。

2 申請人Aの疾患等と設備稼働音との間の因果関係について

(1) 被申請人施設から発生する騒音・低周波音のレベル

ア 富士市役所による測定結果(乙4)

富士市役所は、申請人らからの苦情を受け、平成23年11月1日午後8時52分から同日午後9時58分にかけて、被申請人施設の敷地境界(北西角)で騒音の測定を実施するとともに、ポンプ室ドア西側の柱付近及び同ドア直近において、低周波音の測定を実施した。なお、この測定は、被申請人らに事前通知せずに実施されたものである。

その結果,敷地境界(北西角)において等価騒音レベル(以下,単に「騒音レベル」という。)が45.8dB,ポンプが作動していない状態の騒音レベルが42.7dB,ポンプ作動時の騒音レベルが44.3dBであった。また,低周波音の測定結果は,別紙2「低周波音(各周波数ごとの音圧レベル)」のとおりである。

イ 公調委事務局による測定結果(職1)

公調委事務局は、倉片憲治専門委員(以下「倉片専門委員」という。) の指導の下、平成24年5月8日午前0時ころから同日午前2時ころまで、 申請人宅内(1階及び2階の被申請人施設側の窓付近)において、被申請 人施設に設置された屋上室外機群、屋上給湯器、厨房換気扇、厨房室外機、 痰吸引ポンプ及び東側室外機(以下、まとめて「測定対象機器」とい う。)を対象とした騒音・低周波音の測定調査を実施した(以下「事務局 測定調査」という。)。

具体的には、あらかじめ定めた計画に従って、前半・後半の2回にわたり測定対象機器を順次稼働・停止させ、測定対象機器のいずれか一つ、複数又は全部が同時に稼働する状況で、申請人宅内の窓を閉めた1階居間及び窓を開けた2階寝室において、それぞれ騒音・低周波音を測定・記録した。また、事前に、倉片専門委員が各測定対象機器の直近にて個別の稼働音を測定・記録しており、これと申請人宅で測定・記録した騒音・低周波

音の周波数成分を比較することによって、どの機器の発生する音が申請人 宅内に伝搬しているかを検証した。

なお、屋上室外機群については、室温の関係上、通常の温度設定のままでは計画どおりに稼働しない可能性があったため、最大の稼働状況が確保できるよう、前半は最高温度(28度)の暖房、後半は最低温度(18度)の冷房に設定した(結果的にも、その稼働状況は概ね計画どおりとなった。)。

こうした事務局測定調査の結果は、倉片専門委員が「富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 現地測定調査結果報告書」(職1。以下「専門委員報告書」という。)としてまとめているが、そのうち、騒音・低周波音の測定結果の概要は次のとおりである。

(ア) 申請人宅1階(窓閉め状態)における騒音・低周波音のレベル 騒音レベルは、調査時間全体を通して20dB前後であり、最大でも 23dBであった。また、測定対象機器の稼働状況との対応関係を見て も、各機器の稼働・停止に応じた騒音レベルの変化は認められず、特 に、全ての測定対象機器が稼働した時間帯においても、騒音レベルが 増加したということは認められなかった。

さらに、個別の機器固有の周波数成分に着目してみても、申請人宅 1階では、それぞれの機器に対応する特徴的な周波数成分は観測され なかった。

(イ) 申請人宅 2 階(窓開け状態)における騒音・低周波音のレベル 騒音レベルは、調査時間全体を通して 3 5 dB前後であり、最大で 4 0 dBであった。窓を開けて測定したため、室外の騒音によるレベル変動が大きく、また、全体として 1 階居間よりも高いレベルとなった。もっとも、測定対象機器の稼働状況との対応関係を見ると、1 階と同様、 各機器の稼働・停止に応じた騒音レベルの変化は認められず、全ての 測定対象機器が稼働した時間帯においても、その前後の時間帯と大き く異なるものではなかった。

また,個別の機器固有の周波数成分に着目してみても,痰吸引ポンプの稼働音に特徴的な周波数成分($578 \, \text{Hz}$, $1159 \, \text{Hz}$)が聴覚閾値を上回って確認できた($578 \, \text{Hz}$ につき約 $20 \, \text{dB}$, $1159 \, \text{Hz}$ につき約 $15 \, \text{dB}$)ほかは,それぞれの機器に対応した周波数成分は明確に確認できなかった。

(2) 測定対象機器の稼働と申請人らの体感報告との対応関係(職1)

事務局測定調査においては、申請人宅内での騒音・低周波音の測定と並行して、測定対象機器の稼働・停止の状況と申請人らの体感(音の聞こえ、振動の感覚等)が対応しているか否かを確認するために、調査時間中、申請人らに対して個別に聴き取り調査を実施した。その結果については、専門委員報告書にまとめられているが、概要は次のとおりである。

ア 屋上室外機群との対応関係について

申請人ら両名につき、屋上室外機群の稼働・停止に対応した体感報告の変化は認められなかった。

イ 屋上給湯器との対応関係について

申請人ら両名につき、屋上給湯器の稼働・停止に対応した体感報告の変化は認められなかった。

ウ 厨房換気扇との対応関係について

申請人Bについては、申請人宅2階における聴き取り調査中、厨房換気 扇が稼働していた時間帯に、何らかの音に反応していた可能性が認められ た。しかし、事務局測定調査では、その音が厨房換気扇から発生したもの であるかどうか特定するに至らなかった。

他方、申請人Aについては、厨房換気扇の稼働・停止に対応した体感報

告の変化は認められなかった。

エ 厨房室外機との対応関係について

申請人ら両名につき、厨房室外機の稼働・停止に対応した体感報告の変化は認められなかった。

オ 痰吸引ポンプとの対応関係について

申請人Bについては、申請人宅2階における聴き取り調査時に、痰吸引 ポンプの稼働音に反応していた可能性が認められた。

他方、申請人Aについては、痰吸引ポンプの稼働・停止に対応した体感報告の変化は認められなかった。

カ 東側室外機との対応関係について

申請人ら両名につき, 東側室外機の稼働・停止に対応した体感報告の変化は認められなかった。

(3) 判断

騒音については、前記(1)アの富士市役所による測定結果によれば、被申請人施設敷地境界における暗騒音のレベルは高くても46dBであり、痰吸引ポンプが稼働している状況においても、敷地境界ではほとんどそのレベルに変化が見られない(なお、測定状況が明らかでない設備業者による測定結果[乙1,2]を参照しても、ポンプ室直近での騒音レベルは50ないし60dB程度である。)。しかも、申請人宅と被申請人施設との間には約50mの距離があり、この程度の距離があれば、理論上の減衰効果が高く、申請人宅に伝搬する騒音のレベルは相当低減される。実際に、事務局測定調査においては、全測定対象機器の同時稼働時を含めて申請人宅での騒音レベルに大きな変動は認められていない。なお、事務局測定調査では、窓を開けた2階寝室において最大騒音レベル40dBを記録しているが、かかる数値も測定対象機器の稼働音を捉えたものか不明である。全測定対象機器稼働時にも40dBには達していないこと(専門委員報告書11頁参照)から、測定対象機器

以外の音が影響したと考えられる。以上のことから,被申請人施設の設備稼働音が騒音として申請人宅に伝搬するレベルは,全体として極めて低いものと考えられる。

また,低周波音については,事務局測定調査の結果によれば,いずれの測定対象機器が稼働しているときにも,その機器から発生する低周波音が,申請人宅に聴覚閾値を超えて伝搬していることはほとんど認められない。

さらに、申請人Aは、事務局測定調査における体感の聴き取り調査中、様々な表現で自らの体感状況を報告しているが、こうした体感報告は、いずれの測定対象機器の稼働とも対応関係が認められておらず、このことは専門委員報告書においても指摘されている。この点、申請人Aは、事務局測定調査における体感の聴取方法に問題がある旨の意見を述べるが、調査時にはそのようなことは述べておらず、体感報告の内容を見ても、淡々と自己の体感状況を報告していることからすれば、聴取方法自体に問題があったとは思われない。また、申請人Aは、1回の調査のみでは騒音レベルや体感との対応関係は判明しないとの意見も述べるが、事務局測定調査では、効率的かつ適確にこれらを把握できるように、あらかじめ測定対象機器を特定し、その稼働・停止の計画を立て、その計画どおりに前半・後半の2回にわたり機器を稼働させて申請人らの体感との対応関係を検証したのであるから、上記意見は的を射ておらず、使用した騒音計の機能や操作状況についても特段疑義を生じさせる事情は見当たらない。

こうした申請人宅に伝搬する測定対象機器の騒音・低周波音のレベルや申請人Aの体感報告との対応関係を総合すると、申請人Aが聞こえるという騒音・低周波音の発生源は、少なくとも測定対象機器ではないと判断するのが相当であり、また、測定対象機器の選定は、申請人らも立ち会った公調委事務局による事実調査(平成24年1月26日実施)を踏まえて行ったもので、被申請人施設において騒音源となり得る設備をほぼ網羅していることからす

れば、申請人Aが言う騒音・低周波音の発生源が被申請人施設にはないこと も推認することができる。

したがって、申請人Aの疾患等と、被申請人施設の設備から発生する騒音 ・低周波音との間に、因果関係があると認めることはできない。

なお、前記のとおり、申請人Bについては、申請人宅内で窓を開けた状態であれば、痰吸引ポンプの稼働音を聴き取っている可能性が認められるが、その騒音レベルは極めて低いものであり、専門委員報告書においても、そのレベルの騒音が直ちに健康影響をもたらすものとは言い難いと報告されていることに加え、申請人Bの体感報告も、痰吸引ポンプ以外の機器の稼働とは対応しているとは言えず、かえって、測定対象機器のすべてを停止させた状態であっても、一定の音の聞こえを報告していることからすると、申請人Bが聞こえるという騒音・低周波音についても、その主たる発生源が被申請人施設にあると考えることは困難である。

3 申請人らの主張・立証について

ところで、申請人らは、被申請人らが被申請人施設の設備を操作して意図的に申請人宅に騒音・低周波音を伝搬させているかのような主張をするが、被申請人施設に設置された設備の多くは、医療・介護行為や病棟の管理等に用いられるものであるから、動機も合理性もない嫌がらせ目的でこれらを操作することなど考えられず、前記のとおり、測定対象機器の稼働に伴う申請人宅の等価騒音レベルに変化は見られないこと、申請人Aの体感報告と測定対象機器の稼働には対応関係が認められないことから見ても、申請人らの主張は被申請人施設に対する不快感から生じた憶測にすぎないというべきである。

また、申請人らは、騒音・低周波音の発生源として、屋上室外機群及び痰吸 引ポンプを強く主張するが、これらの機器についても、前記のとおり、申請人 宅内ではその稼働に伴う騒音レベルの変化が認められないし、屋上室外機群に ついては、その稼働・停止と申請人らの体感報告も対応していない。そして、 痰吸引ポンプの稼働に関する証拠(乙6,8)によれば、ポンプ室内には痰吸引ポンプが2台設置されており、被申請人施設においては、これらによる真空圧を利用して、各病室等の痰吸引器を稼働させる仕組みとなっていること、痰吸引ポンプは、各痰吸引器の使用により真空圧が一定程度以下になると自動的に1台目が作動し、さらに圧力の補充が必要な場合に2台目も作動して、一定の真空圧を確保すると停止するように設定されており、このように2台作動して必要な真空圧を確保するまでの所要時間は約2分であること、被申請人施設においては、夜間、痰吸引が必要な入院患者に対して、通常各1回、痰吸引措置が行われるにすぎないことなどが認められ、これらの事情からすると、痰吸引ポンプの稼働音が、通常(特に夜間)、頻繁あるいは長時間にわたり発生しているとは考えられない。そうすると、屋上室外機群及び痰吸引ポンプが、申請人らが主張するような性状の騒音・低周波音の発生源であるとは認められない。

さらに、申請人らは、被申請人施設の設備稼働に伴い振動も発生している旨主張するが、専門委員報告書においては、申請人宅から被申請人施設まで約50mの距離があること、被申請人施設自体に振動が発生しているとの報告はないこと、事務局測定調査の結果によれば、申請人宅において振動に起因する固体音が発生していたとは窺われないこと、申請人Aは測定対象機器の全停止時にも振動感を訴えていることなどから、被申請人施設の設備に起因する振動と申請人らが主張する振動との因果関係が否定されており、かかる考察を覆すに足りる事情は見当たらない。

したがって,これらの申請人らの主張は,いずれも合理的根拠を欠くものと いわざるを得ない。

なお、申請人らは、自ら騒音計を用いて騒音測定を実施したとして、その結果を証拠(甲1,2)として提出するが、いずれも測定に用いた機器や暗騒音の状況が明らかでない上、富士市役所や公調委事務局による測定調査の結果に

照らせば、被申請人施設の設備稼働音が申請人宅付近に80dBを超えるレベルで伝搬することは到底考えられないし、それ以外の測定値も、設備稼働音よりも暗騒音が影響している可能性が高いと考えられ、いずれにしてもこれを根拠として、被申請人施設から申請人宅へ伝搬する騒音・低周波音のレベルを判断することはできない。

4 結論

以上のとおり、申請人らの本件申請には理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成25年3月11日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 杉 野 翔 子

裁定委員 柴 山 秀 雄

裁定委員 吉村英子